第7号様式(その2)記載の手引

この明細書の用途等

- (1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を法人税 割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その 3) の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号様式(その1)に代えて使 用して差し支えありません。
- (2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。
- (3) 内国法人が地方税法第53条第37項及び第321条の8第37項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号) 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合に は、この表に所要の調整をして記載してください。

2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(そ の3) の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

各欄の記載のしかた

3 台側の記載のしかに		
欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「政令第9条の7第6項た	道府県民税の従業者数を地方税法施行令(以下「政	市町村民税の従業者数を政令第 48 条
だし書又は令和2年旧政令	令」といいます。) 第9条の7第6項ただし書又は地	の 13 第7項ただし書又は令和2年旧政
第9条の7第7項ただし書	方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第	令第 48 条の 13 第8項ただし書の規定
の規定の適用の有無」及び	264 号) による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」	により計算する法人とは、事務所等の
「政令第 48 条の 13 第 7 項	といいます。) 第9条の7第7項ただし書の規定によ	所在する市町村が実際に採用する税率
ただし書又は令和2年旧政	り計算する法人及び市町村民税の従業者数を政令第 48	に相当する割合を用いて計算する法人
令第 48 条の 13 第 8 項ただ	条の 13 第7項ただし書又は令和2年旧政令第 48 条の	をいい、同項本文の規定により計算す
し書の規定の適用の有無」	13 第8項ただし書の規定により計算する法人にあって	る法人とは、100分の6を用いて計算す
	は「有」を、これらの従業者数を政令第9条の7第6	る法人をいいます。以下同じです。
	項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び	
	政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48	
	条の 13 第8項本文の規定により計算する法人にあって	
	は「無」を○印で囲んで表示します。	
2 「所得税等の額①」	法人税の明細書(別表 17(3の6)付表)の5の欄	
	の金額を記載します。	
3「控除対象所得税額等相当	法人税の明細書(別表 17(3の6)付表)の 31 の欄	
額又は個別控除対象所得税	の金額を記載します。	
額等相当額②」		
4 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書	
	(別表 17(3の6))の3の欄の金額を、連結申告法	
	人にあっては法人税の明細書(別表 17(3の6))の	
	11の欄の金額を記載します。	
5 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書	
	(別表 17(3の6))の4の欄の金額と法人税申告書	
	(別表1)の 34 の欄「所得地方法人税額」の金額から	
	法人税の明細書(別表6(5の2))の8の欄の金額	
	を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人に	
	あっては法人税の明細書別表 17(3の6)の 15 の欄	
	の金額を記載します	
6 「各都道府県・各市町村ご	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法	東京都の特別区に事務所等を有する
とに控除する金額の明細」	人が次のように記載します。	法人の特別区の⑪の欄、⑭の欄及び特
	(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府	別区以外の⑪の欄には次の金額を記載
	県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7	します。
	第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本	(1) 東京都の特別区にのみ事務所等を
	文及び政令第 48 条の 13 第7項本文又は令和2年旧	有する法人(他の道府県に事務所等
	政令第 48 条の 13 第8項本文の規定により計算する	を有する法人に限ります。)
	法人にあっては算定期間の末日現在の従業者数を記	(イ) 特別区分の⑪の欄

- 載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令 第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9 条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第7項 ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項た だし書の規定により計算する法人は第7号の2様式 別表2の8の欄及び第20号の4様式別表2の8の欄 の補正後の従業者数を記載します。
- (2) ⑩及び⑬の各欄の計算は、⑥の欄の金額を各都道 府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業 者数により按分して行います。この場合において、 当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控 除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があると

特別区の存する区域以外の区域に おいて東京都が課する都民税の法人 税割の税率に相当する割合により算 定した道府県民税の法人税割相当額 から第7号の3様式の20の欄の金額 に 40 分の 5.7 を乗じた金額を控除 し、第7号の2様式別表7(その 2) の特別区分の⑩の欄の金額を加 算した金額

(ロ) 特別区分の⑭の欄

東京都が課する都民税の法人税割 の税率に相当する割合から(イ)に規定 欄 記載のしかた きは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区 分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき金額 は、⑥の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特 別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の 控除すべき金額の合算額(⑯及び⑰の各欄の金額の 合計額)を控除した額となります。 (3) ⑪の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年 度分又は連結事業年度分の法人税割額(第6号様式、 第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の ⑦の欄に記載すべき法人税割額で 100 円未満の端数 を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額 (第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様 式(その3)の⑧の欄の金額)を控除し、税額控除 超過額相当額の加算額(第6号様式、第6号様式 (その2) 若しくは第6号様式(その3)の⑨の欄 の金額)を加算した金額を記載します。 (4) ⑭の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度 分又は連結事業年度分の法人税割額(第20号様式の ⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税 割額で 100 円未満の端数を切り捨てる前の金額) か ら特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦の欄の金 額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第 20 号様式の⑧の欄の金額) を加算した金額を記載し ます。

留意事項

する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑩の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の⑪の欄の金額を加算した金額

(2) 特別区と東京都の市町村の両方に 事務所等を有する法人

(イ) 特別区分の⑪の欄

特別区の存する区域以外の区域に おいて東京都が課する都民税の法人 税割の税率に相当する割合により算 定した道府県民税の法人税割相当額 から第7号の3様式の⑮の欄の金額が同様式の ⑯の欄の金額を超える場合には次の 式により計算した金額)に40分の 5.7の割合を乗じた金額を控除し、 第7号の2様式別表7(その2)の 特別区分の⑩の欄の金額を加算した金額

第7号の3様式の20の欄の金額× 同様式の15の欄の金額/(同様式の 15の欄の金額+同様式の17の欄の金 額)

(ロ) 特別区分の個の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額が同様式の⑯の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の34.3の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の⑪の欄の金額を加算した金額

第7号の3様式の2の欄の金額× 同様式の15の欄の金額/(同様式の 15の欄の金額+同様式の15の欄の金 額)

(ハ) 特別区以外分の⑪の欄

特別区の存する区域以外の区域に おいて東京都が課する都民税の法人 税割の税率に相当する割合により算 定した道府県民税の法人税割相当額 から、次の式により計算した金額を 控除し、第7号の2様式別表7(そ の2)の特別区以外分の⑩の欄のう ち東京都分の金額を加算した金額

第7号の3様式の2の欄の金額-((イ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額+(ロ)において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額)

(3) (1)及び(2)の計算の過程において1 円未満の端数があるときは、その端 数を切り捨てた金額を記載します。